

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例(平成6年藤枝市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の3の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2横内・三輪地区計画区域の表中「法別表第2(ぬ)項第1号(30)」を「法別表第2(る)項第1号(30)」に、「国道1号」を「県道島田岡部線」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。